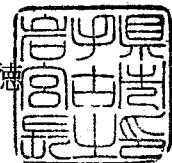


宮古市告示 208 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により都市計画の変更を決定したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画図書又はその写しを公衆の縦覧に供する。

平成 24 年 12 月 28 日

宮古市長 山 本 正 徳



1 都市計画の種類（名称）

都市計画施設 道路（3・2・1 号鍬ヶ崎上町線）

2 都市計画を変更する土地の区域

宮古市鍬ヶ崎上町から鍬ヶ崎上町まで（別紙図面のとおり）

3 縦覧場所

宮古市役所（本庁舎）5 階 都市整備部都市計画課

備考 「別紙図面」は省略し、都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。

## 計 画 書

### 宮古都市計画道路の変更（宮古市決定）

都市計画道路中 3・2・1 号鍬ヶ崎上町線を廃止する。

#### 理 由

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた鍬ヶ崎地区の早期復興を図るため、本案のとおり変更するものである。

## 変更理由書

鍬ヶ崎地区については、平成23年3月11日の東日本大震災津波により壊滅的な被害を受けており、現在、復興に向けたまちづくりへの取り組みが行われているところである。

本地区においては、防潮堤の整備にあわせて宮古都市計画事業鍬ヶ崎地区土地区画整理事業を施行するに伴い、地区内の幹線道路網を見直す必要があることから、本案のとおり廃止しようとするものである。